

南紀熊野ジオパーク推進事業者商品開発等事業募集要項

南紀熊野ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）は、南紀熊野ジオパークエリア内の地域振興及びジオパーク活動等を促進するため、南紀熊野ジオパーク推進事業者（以下「推進事業者」という。）が行う商品開発等の事業を支援する。

1 募集対象事業

募集対象事業は、以下のとおりとする。

- （１）南紀熊野ジオパークを象徴する土産品の開発に関する事業
 - （２）南紀熊野ジオパークに関する商品（食品関連）の開発に関する事業
 - （３）南紀熊野ジオパークに関する商品（ツアー・体験メニュー関連）の開発に関する事業
- ※既存商品にジオパークとの関連や要素を加える等の試行事業も対象とする。

2 応募対象者

南紀熊野ジオパーク推進事業者の認定を受けている事業者

3 事業資金

（１）事業資金の額

- ・事業資金の額は、対象経費の全額とし、１申請当たり２０万円を上限とする。
- ・協議会が負担する事業資金を超える額については、応募事業者が負担するものとする。
- ・別の地方公共団体や民間団体から補助金等を受けている場合は、事業資金を負担できない場合があるため、事前に協議会あて相談を行うこと。

（２）事業資金の対象経費

- ・事業を行うために必要な経費であって、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものとする。
例）施設使用料、レンタル・リース料、交通費、行政書士や海事代理士への報酬、その他雑品購入経費等
- ・飲食費や単価が５万円以上（税込み）の物品の購入経費等は除く。
- ・協議会が事業資金額を決定する前に購入等した経費は対象外とする。
- ・物品販売を目的とする商品開発は、試作までの経費を対象経費とする。
- ・その他、当事業の趣旨に該当しないと協議会が判断した経費は、対象外とする。

4 応募方法

応募事業者は、以下のとおり応募を行うこと。

（１）提出物

- ①南紀熊野ジオパーク推進事業者商品開発等事業申請書（様式１） １部
- ②誓約書（様式２） １部

③事業計画書(様式3) 1部

④事業費予算書(様式4) 1部

(2) 提出方法

郵送、持参、電子メールのいずれか

(3) 提出先

「1.1 関係書類提出先、問合せ先」に示すとおり

(4) 提出期限

令和8年8月20日(木) 17時00分必着

5 審査

協議会による厳正な審査を行い、事業実施者及び事業資金の額を決定する。

6 審査結果の通知

審査が終了次第、速やかに審査結果を通知するものとする。

7 実績報告

事業実施者は、以下のとおり実績報告を行うこと。

なお、提出方法及び提出先は、「4 応募方法」と同様とする。

(1) 提出物

①南紀熊野ジオパーク推進事業者商品開発等事業実績報告書(様式5) 1部

②事業実績書(様式6) 1部

③事業費決算書(様式7) 1部

(2) 提出期限

令和9年2月26日(金)

8 事業費の支払い

事業終了後、事業費決算書(様式7)等を精査し、本事業で負担する事業資金の額を確定した後、支払いを行う。

9 事業成果の公表

事業実施者の名称、成果の内容や実施状況が分かる写真、資料等について、南紀熊野ジオパーク推進協議会のホームページ及びSNS等において公表することがある。

10 その他

- ・南紀熊野ジオパークエリアの大地・ヒト・自然のつながりを語ることができる商品の開発であること。
- ・事業の実施中及び成果物については、南紀熊野ジオパークのロゴマークを使用する等、南紀熊野ジオパークに関連したものであることが分かるようにすること。
- ・成果物については、販売の実施及び継続的な販売を目指すとともに、本事業終了後の、協議会からの販売状況等の問合せに協力すること。
- ・事業実施者として決定した後に、本募集要項に違反した場合、その決定を取り消し、本事業

の事業資金も負担しない。

- ・事業実施者は、協議会に対して定期的に事業状況の共有を行うこととする。
- ・商品等の開発を行う上で関係する各種法令を遵守すること。

11 関係書類提出先、問合せ先

南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局 辻本

住 所：〒649-3502 東牟婁郡串本町潮岬 2838-3

T E L：0735-67-7100

e-mail: e1004021@pref.wakayama.lg.jp